

令和3年度 佐賀県小規模事業者 事業継続力強化支援事業費補助金

小規模事業者の防災・減災のための設備投資を支援します！



補助対象事業

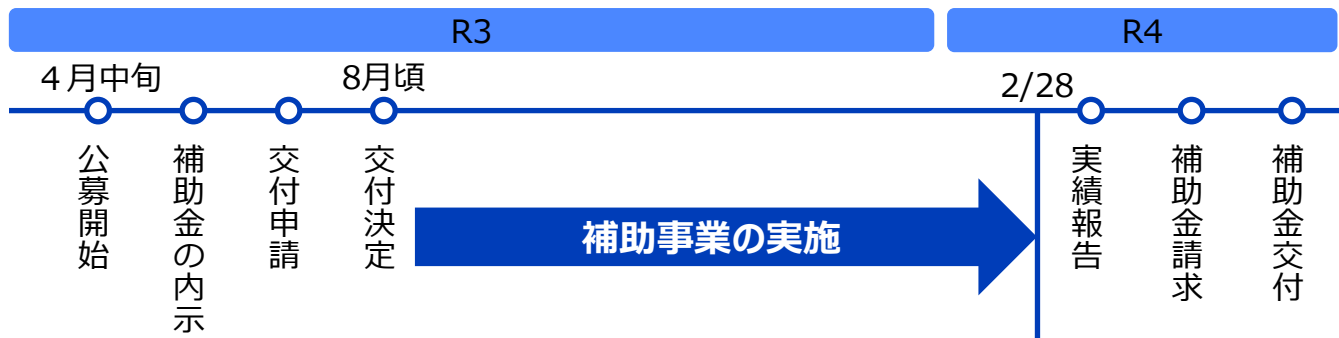
◆事業継続力の強化に向けた体制整備に取り組む事業で、**防災・減災を図るための設備投資に係る事業**

(例：止水版、排水ポンプ、自家発電機、防火シャッター、排煙設備等)

補助率・上限額

対象事業	補助率	補助上限額
設備費	2 / 3 以内	200万円

スケジュール



公募締切：令和3年（2021年）6月30日（水曜日）

佐賀県小規模事業者事業継続力強化支援事業費補助金

補助対象者

◆ 県内に所在する小規模事業者（法人・個人事業主）

①	業種分類	従業員数
	その他の業種	20人以下
	商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者	5人以下

② 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者のうち、事業の継続が上表に掲げる事業者の持続的発展に影響を与えると知事が認める事業者。

補助対象経費

補助対象経費

補助事業の遂行に必要な機械装置等の導入に要する経費。
補助事業の遂行に必要な事務所等の改装に要する経費。

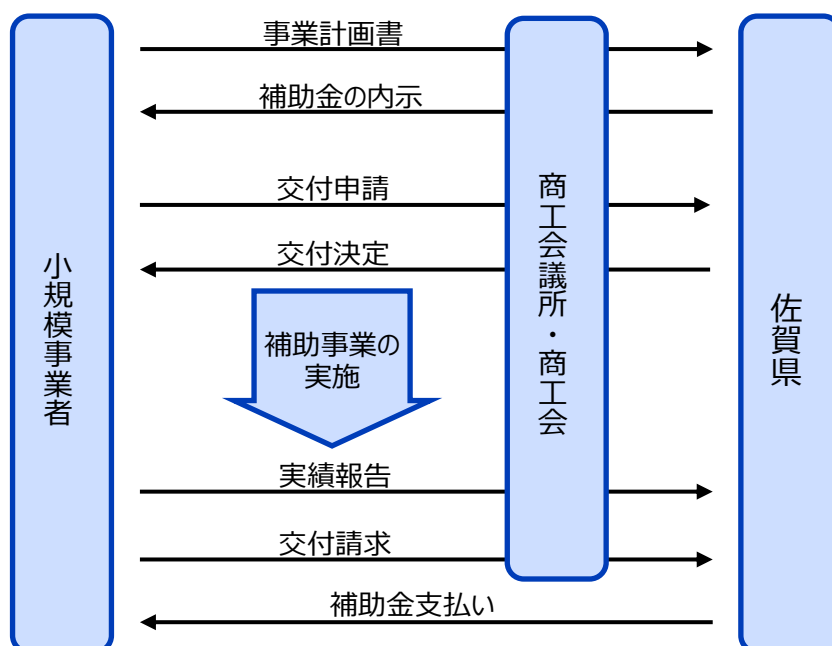
提出書類

- ◆ 計画認定申請書（事業計画、収支予算書等）
- ◆ 事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画

申請方法

・申請は商工会議所又は商工会を窓口としています。申請や報告等は最寄りの商工会議所又は商工会までお願いします。

交付の流れ



本補助金の詳細については、ホームページでご確認ください。申請書類などのダウンロードもこちらのページからできます。
<<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00379916/index.html>>

佐賀県産業労働部産業政策課（継続力強化支援担当） ☎0952-25-7182